

2024年5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ラ フ ィ コ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 長 谷 川 純 代
(東 証 ス タ ン ダ ー ド ・ コ ー ド 4 9 3 0)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 榎 並 正 太 郎
電 話 番 号 0 3 - 5 7 5 9 - 5 0 7 7

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年7月頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年6月6日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2024年5月22日(水曜日)
- (2) 基準日 2024年6月6日(木曜日)
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
(<http://www.graphico.co.jp>)

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

2024年4月12日付当社プレスリリース「Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（同年4月15日付「(訂正)『Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の別添資料の一部訂正に関するお知らせ」による訂正を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年4月12日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に定める特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すこと（株式売渡請求と併せて以下「株式等売渡請求」といいます。）を請求する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、当社に対して、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において（i）公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定し

た上で、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）、(ii) 本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと及び(iii) 本株式併合の効力発生を条件として、2024年9月に開催予定の当社の定時株主総会で権利を行使することのできる株主を、当該完全子会社化完了後の株主（公開買付者を意味します。）とするため、当社の定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案を含む本臨時株主総会の開催を要請する予定とのことです。

当社は、上記②の場合には本臨時株主総会開催の要請が当社に対してなされる予定であることから、これに備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に公開買付けが当社の総株主の議決権の90%以上の議決権を取得し、公開買付けが、当社株式（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得するために株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を招集せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2014年6月17日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで）
- ② 2014年12月25日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで）
- ③ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2017年10月16日から2027年10月15日まで）
- ④ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び2016年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで）
- ⑤ 2019年5月31日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで）

以上